

# 參考資料

平成29年介護保険制度の改正等に関するFAQ（抜粋・再掲）  
（老健局老人保健課分）

No.	質問	回答	担当課
健1	【介護医療院関係】 介護医療院の具体的な基準・報酬等の設定について、今後、どのようなスケジュールで進んでいきますか。	1. 介護医療院の基準・報酬等については、平成30年度介護報酬改定に向けて、社会保障審議会介護給付費分科会において議論することとしています。 2. その後、平成29年12月中旬頃に、報酬・基準に関する基本的な考え方の整理・とりまとめを行い、平成30年1～2月頃に介護報酬改定案の諮問・答申が行われた後、4月に介護報酬が改定される予定です。	老健局 老人保健課
健2	【介護医療院関係】 介護医療院は医療内包型（いわゆる案1-1、案1-2※1）と医療外付け型（いわゆる案2※2）の2つを指しているのですか。 ※1 療養病床の在り方等に関する特別部会の議論の整理（平成28年12月20日）p.8の「I. 医療機能を内包した施設系サービス」 ※2 療養病床の在り方等に関する特別部会の議論の整理（平成28年12月20日）p.9の「II. 医療を外から提供する居住スペースと医療機関の併設」	1. 介護医療院については、医療内包型のサービスとして、長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、①「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と、②「生活施設」としての機能とを兼ね備えた新たな介護保険施設として創設したものです。 2. 医療外付け型のサービスについては、介護医療院としてではなく、療養病床の在り方等に関する特別部会のとりまとめにおいて、例えば、現行制度上の有料老人ホームで訪問診療を行う形態等が想定されています。	老健局 老人保健課
健3	【在宅医療・介護連携推進事業関係】 在宅医療・介護連携推進事業について、都道府県による市町村支援が努力義務化されているが、介護保険	1. 在宅医療と介護の連携については、市町村が主体的となって推進することとされているが、 ① 医療に関わる事項は従来、都道府県が担ってきたことから、市町村によっては経験や地域の医師会との連携が乏しい場合がある ② 広域的な医療を担っている病院等での入退院の場合等、複数の市町村にまたがる連	老健局 老人保健課

	<p>携を考慮する必要があり、単独の市町村による取組では困難な場合があるといったことから、取組の進捗には差が生じていました。</p> <p>2. そのため、例えば、</p> <p>① 市町村が在宅医療・介護連携推進事業を行うに当たって、医師会等関係団体との調整を行うこと</p> <p>② 広域的な入退院時の連携等の広域的な医療介護連携の取組体制を整備することなどを推進するために、都道府県による市町村支援の努力義務化を行いました。</p> <p>3. このような都道府県による市町村支援の実施により、在宅医療と介護の連携が推進され、利用者にとっては、医療サービスと介護サービスが切れ目なく、一体的な提供が受けられるようになります。</p>		
健 4	<p>の利用者にとってはどのようなメリットがありますか。</p> <p>【介護職員処遇改善加算関係】 介護職員処遇改善加算は、なぜ介護職員以外の職種の処遇改善に充てることはできないのですか。</p>	<p>介護職員については、他の職種に比べて給与が低い状況にあるため、当該加算により、まずは介護職員の方々の処遇改善を進めることを目的としているためです。</p>	老 老 健 局 人 保 健 課
健 5	<p>【要介護認定関係】 要介護認定有効期間の延長は、いつから行われるのですか。</p>	<p>現在、平成30年4月からの実施を目指しているところです。</p>	老 老 健 局 人 保 健 課
健 6	<p>【要介護認定関係】 介護認定審査会における審査事務は、具体的にどのような簡素化されるのですか。</p>	<p>具体的な方法は現在検討中であり未定ですが、例えば状態安定者について認定審査会の持ち回り開催を可能とする等の対応が想定されるところです。</p>	老 老 健 局 人 保 健 課